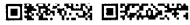


番 号 00684 登 録 識 別 情 報 等 通 知 書

自 動 車 登 録 番 号		登 録 年 月 日		初 度 登 録 年 月		車 台 番 号							
		平成 27年 3月 2日		平成 7年 7月		神 [4 2] 5 3 3 1 1 神							
車 名				型 式				原 動 機 の 型 式					
ユソーキ				[361] Y F V 4 0 5 8 C K				—					
所有者の氏名又は名称		個人情報保護法に従って、削除させて頂いております。											
所 有 者 の 住 所													
自 動 車 の 種 別	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状		乗 車 定 員	最 大 積 載 量		車 両 重 量		車 両 総 重 量			
普 通	貨物	自家用	セミトレーラ		—人	26100kg		9860kg		35960kg			
総排気量又は定格出力	燃 料 の 種 別		型式指定番号	類別区分番号	長 さ	幅	高 さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重		
— kW					1199cm	249cm	260cm	—kg	2380kg	2380kg	2380kg		
有効期間の満了する日	平成 27年 7月 28日												
備 考					にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。、 [1 2 1] 分割可能な貨物の輸送時には、4本の側面スタクションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。、 *けん引車*三菱 KC-FV415JR, KC-FV513HR, いすゞ KC-E XZ82J1, KC-EXZ75J2, KL-EXZ75J3, PJ -EXZ52J6, *第五輪荷重*12, 540kg以上のものとする [シリアル番号] 10703 以下余白								
[], 所有者変更記録 自動車重量税 非課税 *一時抹消中所有者*					RT271649								
保安基準緩和 [認定年月日] 平成26年9月18日 [運輸局] 1832 [緩和事項] [004] 車両総重量 [制限事項] [062] 被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量及び 分割可能貨物基準緩和最大積載量を表示すること。、 [092] 運行													

登録識別情報





平成 27年 5月 28日

- 1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
- 2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

裏面もご覧下さい。